

貸館等使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 6 号

貸館等使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(瀬戸市スポーツ施設条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市スポーツ施設条例（昭和 4 5 年瀬戸市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

施設	区分	単位	金額
窯神グラウンド、陶祖グラウンド及び南ヶ丘運動広場	1月から3月まで、11月及び12月	午前6時から午前9時まで	円 820
		午前9時から正午まで	2,470
		正午から午後3時まで	2,470
		午後3時から午後6時まで	820
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	1,230
		午前9時から正午まで	2,470
		正午から午後3時まで	2,470
		午後3時から午後6時まで	2,470
北グラウンド	1月から3月まで、11月及び12月	午前6時から午前9時まで	1,320
		午前9時から正午まで	3,960
		正午から午後3時まで	3,960
		午後3時から午後6時まで	1,320
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	1,980
		午前9時から正午まで	3,960
		正午から午後3時まで	3,960
		午後3時から午後6時まで	3,960
南公園グラウンド	1月から3月まで、11月及び12月	午前6時から午前9時まで	1,320

	び12月	午前9時から正午まで	3,960	
		正午から午後3時まで	3,960	
		午後3時から午後6時まで	1,320	
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	1,980	
		午前9時から正午まで	3,960	
		正午から午後3時まで	3,960	
		午後3時から午後6時まで	3,960	
市民公園野球場	1月から3月まで、11月及び12月	午前6時から午前9時まで	1,650	
		午前9時から正午まで	4,950	
		正午から午後3時まで	4,950	
		午後3時から午後6時まで	1,650	
		午後6時から午後9時まで	1,650	
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	2,470	
		午前9時から正午まで	4,950	
北テニスコート、市民公園Aテニスコート、市民公園Bテニスコート及び南ヶ丘テニスコート	1面につき	午前7時から午前9時まで	660	
		午前9時から午前11時まで	660	
		午前11時から午後1時まで	660	
		午後1時から午後3時まで	660	
		午後3時から午後5時まで	660	
		午後5時から午後7時まで	660	
		午後7時から午後9時まで	660	
市民公園プール	個人使用 1人1回につき	一般	午前9時から午後5時まで 330	
		高校生	午前9時から午後5時まで 160	
		小学生及び中学生	午前9時から午後5時まで 100	
	団体使用（20人以上で使用する場合をいう。）1人1回につき	個人使用の金額から10分の1の額を減じた額		
市民公園武道館	剣道場	1面につき	午前9時から正午まで	1,650
			正午から午後3時まで	1,650
			午後3時から午後6時まで	1,650
			午後6時から午後9時まで	1,650

	個人使用 1 人 1 回につき	午前 9 時から正午まで	2 1 0	
		正午から午後 3 時まで	2 1 0	
		午後 3 時から午後 6 時まで	2 1 0	
		午後 6 時から午後 9 時まで	2 1 0	
	柔道場	1 面につき	午前 9 時から正午まで	1, 6 5 0
			正午から午後 3 時まで	1, 6 5 0
			午後 3 時から午後 6 時まで	1, 6 5 0
			午後 6 時から午後 9 時まで	1, 6 5 0
	個人使用 1 人 1 回につき	午前 9 時から正午まで	2 1 0	
		正午から午後 3 時まで	2 1 0	
		午後 3 時から午後 6 時まで	2 1 0	
		午後 6 時から午後 9 時まで	2 1 0	
市民公園弓道場	個人使用 1 人 1 回につき	午前 9 時から正午まで	1 4 0	
		正午から午後 3 時まで	1 4 0	
		午後 3 時から午後 6 時まで	1 4 0	
		午後 6 時から午後 9 時まで	2 1 0	
	個人使用 (回数券 1 1 枚綴り)	午前 9 時から正午まで	1, 4 0 0	
		正午から午後 3 時まで	1, 4 0 0	
		午後 3 時から午後 6 時まで	1, 4 0 0	
		午後 6 時から午後 9 時まで	2, 1 0 0	
	専用使用	午前 9 時から正午まで	3, 3 0 0	
		正午から午後 3 時まで	3, 3 0 0	
		午後 3 時から午後 6 時まで	3, 3 0 0	
		午後 6 時から午後 9 時まで	4, 9 5 0	
市民公園陸上競技場	トラック使用	団体使用 (1 1 人以上で使用する場合をいう。)	午前 9 時から午後 9 時まで	1, 6 5 0
		個人使用 1 人 1 回につき	午前 9 時から午後 9 時まで	1 4 0
	個人使用 (回数券 1 1 枚綴り)	午前 9 時から午後 9 時まで	1, 4 0 0	
		全面	午前 9 時から正午まで	9, 0 0 0
	フィールド使用	正午から午後 3 時まで	9, 0 0 0	
		午後 3 時から午後 6 時まで	9, 0 0 0	
		午後 6 時から午後 9 時まで	9, 0 0 0	

瀬戸市体育館及び瀬戸市第二体育館		半面	午前9時から正午まで	4, 500
			正午から午後3時まで	4, 500
			午後3時から午後6時まで	4, 500
			午後6時から午後9時まで	4, 500
		専用使用	午前9時から正午まで	10, 890
			正午から午後3時まで	10, 890
			午後3時から午後6時まで	10, 890
			午後6時から午後9時まで	10, 890
	第1競技場		午前9時から午前11時まで	4, 290
			午前11時から午後1時まで	4, 290
			午後1時から午後3時まで	4, 290
			午後3時から午後5時まで	4, 290
			午後5時から午後7時まで	6, 710
			午後7時から午後9時まで	6, 710
	第2競技場		午前9時から午前11時まで	1, 650
			午前11時から午後1時まで	1, 650
午後1時から午後3時まで			1, 650	
午後3時から午後5時まで			1, 650	
午後5時から午後7時まで			2, 860	
午後7時から午後9時まで			2, 860	
第3競技場		午前9時から午前11時まで	2, 140	
		午前11時から午後1時まで	2, 140	
		午後1時から午後3時まで	2, 140	
		午後3時から午後5時まで	2, 140	
		午後5時から午後7時まで	4, 080	
		午後7時から午後9時まで	4, 080	
会議室	1室につき	午前9時から午前11時まで	820	
		午前11時から午後1時まで	820	
		午後1時から午後3時まで	820	
		午後3時から午後5時まで	820	
		午後5時から午後7時まで	1, 370	
		午後7時から午後9時まで	1, 370	
バスケットボールコート	1面につき	午前9時から午前11時まで	2, 140	
		午前11時から午後1時まで	2, 140	
		午後1時から午後3時まで	2, 140	

		午後3時から午後5時まで	2, 140
		午後5時から午後7時まで	4, 080
		午後7時から午後9時まで	4, 080
バレーボールコート	1面につき	午前9時から午前11時まで	1, 660
		午前11時から午後1時まで	1, 660
		午後1時から午後3時まで	1, 660
		午後3時から午後5時まで	1, 660
		午後5時から午後7時まで	2, 450
		午後7時から午後9時まで	2, 450
		バドミントンコート	1面につき
午前11時から午後1時まで	970		
午後1時から午後3時まで	970		
午後3時から午後5時まで	970		
午後5時から午後7時まで	1, 250		
午後7時から午後9時まで	1, 250		
卓球台	1台につき	午前9時から午前11時まで	490
		午前11時から午後1時まで	490
		午後1時から午後3時まで	490
		午後3時から午後5時まで	490
		午後5時から午後7時まで	710
		午後7時から午後9時まで	710
トレーニングルーム	1人1回につき	午前9時から午後9時まで	140
	1人1月につき	午前9時から午後9時まで	2, 140
南ヶ丘野球場	1月から3月まで、11月及び12月	午前6時から午前9時まで	1, 650
		午前9時から正午まで	4, 950
		正午から午後3時まで	4, 950
		午後3時から午後6時まで	1, 650
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	2, 470
		午前9時から正午まで	4, 950
		正午から午後3時まで	4, 950
		午後3時から午後6時まで	4, 950

備考 次の各号のいずれかに該当するときは、この表の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をその施設使用料とする。

- (1) この表の区分の定める区分単位以外の時間に利用する場合 当該時間 30 分につきその利用に係る直近の区分の使用料の 30 分に相当する額
- (2) 瀬戸市体育館又は瀬戸市第二体育館を使用する場合（バスケットボール、バレーボール、バドミントン及び卓球のため使用する場合を除く。）において、使用する面積がその使用に係る第 1 競技場又は第 3 競技場の床面積の 2 分の 1 以下の場合 この表に定める額（前号に該当する場合は、同号の規定により算定して得た額）に 2 分の 1 を乗じて得た額
- (3) 入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又はスポーツ以外に利用する場合（第 4 号に該当する場合を除く。） この表に定める額（前 2 号のいずれかに該当する場合は、前 2 号の規定によりそれぞれ算定して得た額）に 2 を乗じて得た額
- (4) 営利又は宣伝のため使用する場合 この表に定める額（第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する場合は、当該各号の規定によりそれぞれ算定して得た額）に 10 を乗じて得た額
- (5) 小学生、中学生又は高校生が使用する場合（一般と共同使用する場合、市民公園プールを使用する場合、トレーニングルームを使用する場合及び第 4 号に該当する場合を除く。） この表の定める額（第 1 号、第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、当該各号の規定によりそれぞれ算定して得た額）に 2 分の 1 を乗じて得た額
- (6) 本市の区域内に住所を有しない個人又は当該区域内に事務所若しくは事業所を有しない法人その他団体が施設等を使用する場合（第 4 号に該当する場合を除く。） この表に定める額（第 1 号、第 2

号、第3号又は第5号のいずれかに該当する場合は、当該各号の規定によりそれぞれ算定して得た額)に1.5を乗じて得た額

(尾張東部(瀬戸)地域文化広場の管理に関する条例の一部改正)

第2条 尾張東部(瀬戸)地域文化広場の管理に関する条例(昭和57年瀬戸市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 使用料は、施設使用料及び附属設備使用料とし、その額は、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる場合における施設使用料の額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 本市の区域内に住所を有しない個人又は当該区域内に事務所若しくは事業所を有しない法人<u>その他団体</u>が施設等を使用する場合 別表第2に定める額の1.5倍に相当する額</p> <p>(3) <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 使用料は、施設使用料及び附属設備使用料とし、その額は、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる場合における施設使用料の額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 本市並びに<u>尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町</u>の区域内に住所を有しない個人又は当該区域内に事務所若しくは事業所を有しない法人が施設等を使用する場合 別表第2に定める額の1.5倍に相当する額</p> <p>(3) <省略></p> <p>3 <省略></p>

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

区分	金額							
	午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間			
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時30	9時～ 21時30	8時30分 ～9時	12時～ 13時	17時～ 18時	21時30 分以降

			分 分								(1時間 につき)	
文 化 ホ ル	ホ ル	用途	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
文 化 ホ ル	舞台練習 及び催物 準備のため 使用する 場合	平日	8,620	12,930	16,380	32,770	2,950	3,690	4,060	6,030		
		土曜日、日曜日及び 祝日	12,070	18,110	23,030	46,070	4,180	5,170	5,790	8,500		
		その他の 場合	平日	28,820	43,240	54,700	109,520	—	12,440	14,040	20,200	
			土曜日、日曜日及び 祝日	40,280	60,490	76,380	152,760	—	17,370	19,710	28,330	
	楽屋	楽屋第1号	1,350	2,090	2,710	5,420	490	490	610	980		
		楽屋第2号	610	1,100	1,350	2,830	240	240	360	490		
		楽屋第3号	1,100	1,720	2,090	4,310	360	360	490	860		
		楽屋第4号	1,100	1,720	2,090	4,310	360	360	490	860		
リハーサル 室	第1リハーサル室	2,340	3,690	4,550	9,110	860	980	1,100	1,720			
	第2リハーサル室	1,100	1,720	2,090	4,310	360	360	490	860			
	第3リハーサル室	610	1,100	1,350	2,830	240	240	360	490			
文 化 交 流 館	会議室	第1 1 会議室	1,350	1,840	2,090	4,800	360	490	490	860		
		第1 2 会議室	1,970	2,830	3,200	7,260	490	860	860	1,100		
		第1 3 会議室	1,350	1,840	2,090	4,800	360	490	490	860		
		第2 1 会議室	1,720	2,460	2,830	6,280	490	610	860	1,100		
		第2 2 会議室	3,940	5,290	6,160	13,920	1,100	1,720	1,720	2,210		
		第3 1 会議室	6,160	8,130	9,600	21,680	1,720	2,710	2,710	3,570		
		第3 2 会議室	980	1,470	1,840	3,690	240	360	490	610		
		和室	2,830	4,310	5,420	10,840	980	1,100	1,350	1,970		
	ギャラリー	1,350	1,840	2,090	4,800	360	490	490	860			
	茶室	1,970	2,950	3,810	7,760	610	860	980	1,350			

備考 <省略>

(瀬戸市定光寺野外活動センター条例の一部改正)

第3条 瀬戸市定光寺野外活動センター条例(昭和60年瀬戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

区分			金額	
			団体	一般
キャンプ場	テント場	常設テント、移動テント、持ち込みテント各1張1回につき	円 660	円 1,320
	炊飯場	1人1回につき	160	330
	営火場	1人1回につき	80	160
集会室	第1集会室	午前9時～午後1時	820	1,650
		午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650
	第2集会室	午前9時～午後1時	820	1,650
		午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650
	第3集会室	午前9時～午後1時	820	1,650
		午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650
	第4集会室	午前9時～午後1時	820	1,650
		午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650
会議室		午前9時～午後1時	820	1,650
		午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
研修室	研修室1	午前9時～午後1時	820	1,650
		午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650
	研修室2	午前9時～午後1時	820	1,650
		午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650
	研修室3	午前9時～午後1時	820	1,650
		午後1時～午後5時	820	1,650

		午後5時～午後9時	820	1,650
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650
	身障者室	午前9時～午後1時	820	1,650
		午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650
浴室	1人1回につき	80	160	
炊飯室	1人3時間につき	160	330	
食堂	1人3時間につき	80	160	

備考 <省略>

(瀬戸市新世紀工芸館条例の一部改正)

第4条 瀬戸市新世紀工芸館条例（平成11年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(使用料等)			(使用料等)		
第7条 施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の研修費又は使用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。			第7条 施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の研修費又は使用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。		
(1) <省略>			(1) <省略>		
(2) 工芸館の展示室において展示を行う場合の使用料は、次のとおりとする。			(2) 工芸館の展示室において展示を行う場合の使用料は、次のとおりとする。		
展示室の種類	単位	金額	展示室の種類	単位	金額
ギャラリー1	<省略>	円 <u>940</u>	ギャラリー1	<省略>	円 <u>620</u>
ギャラリー2	<省略>	<u>5,810</u>	ギャラリー2	<省略>	<u>3,870</u>
ギャラリー3	<省略>	<u>5,020</u>	ギャラリー3	<省略>	<u>3,350</u>
ギャラリー4	<省略>	<u>2,510</u>	ギャラリー4	<省略>	<u>1,670</u>
ギャラリー5	<省略>	<u>10,370</u>	ギャラリー5	<省略>	<u>6,910</u>

(3)から(5)まで <省略>	(3)から(5)まで <省略>
2及び3 <省略>	2及び3 <省略>

(瀬戸蔵条例の一部改正)

第5条 瀬戸蔵条例（平成16年瀬戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

区分				金額								
				午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間				
				9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時30 分	9時～ 21時30 分	8時30分 ～9時	12時～ 13時	17時～ 18時	21時30 分以降 (1時間 につき)	
ホ ー ル	つ ば き ホ ー ル	舞台練習 及び催物 準備のた め使用する 場合	平日	円	円	円	円	円	円	円	円	
			土曜日、 日曜日及 び祝日	3,630	5,510	6,920	13,840	1,050	1,400	1,870	2,110	
	その他の 場合	平日	円	円	円	円	円	円	円	円		
		土曜日、 日曜日及 び祝日	4,340	6,570	8,210	16,540	1,290	1,640	2,220	2,460		
	楽屋1			平日	11,960	17,950	22,760	45,400	—	4,450	6,100	6,800
				土曜日、 日曜日及 び祝日	14,310	21,470	27,220	54,440	—	5,390	7,270	8,210
				1,170	1,760	2,220	4,450	350	460	580	700	
				1,170	1,760	2,220	4,450	350	460	580	700	
				1,400	2,110	2,690	5,390	460	580	700	820	
	市民ギャラリー											
1,870	2,810	3,520	7,150	580	700	930	1,050					
多 目 的 ホ ー ル			全面	9,620	14,430	18,300	36,600	2,930	3,630	4,920	5,510	
			A面	3,750	5,630	7,150	14,310	1,170	1,400	1,870	2,110	
			B面	3,750	5,630	7,150	14,310	1,170	1,400	1,870	2,110	
			C面	3,750	5,630	7,150	14,310	1,170	1,400	1,870	2,110	
会 議 室			特別会議室	3,160	4,810	5,980	12,080	930	1,170	1,640	1,760	
			会議室1	1,170	1,760	2,220	4,450	350	460	580	700	
			会議室2	1,170	1,760	2,220	4,450	350	460	580	700	
			会議室3	1,170	1,760	2,220	4,450	350	460	580	700	
			会議室4	1,640	2,460	3,160	6,210	460	580	820	930	
			会議室5	1,640	2,460	3,160	6,210	460	580	820	930	

備考 <省略>

(パーティセと市民交流センター条例の一部改正)

第6条 パルティセと市民交流センター条例（平成16年瀬戸市条例第2

1号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

区分	金額							
	午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間			
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時30 分	9時～ 21時30 分	8時30分 ～9時	12時～ 13時	17時～ 18時	21時30 分以降 (1時間 につき)
第1会議室	円 1,640	円 2,460	円 3,160	円 6,210	円 460	円 580	円 820	円 930
第2会議室	1,520	2,340	2,810	5,860	460	580	700	820
大会議室	3,160	4,810	5,980	12,080	930	1,170	1,520	1,760
マルチメディアルーム	6,570	9,850	12,430	24,990	1,990	2,460	3,400	3,750
第1学習室	2,580	3,870	4,920	9,850	820	930	1,290	1,520
第2学習室	2,580	3,870	4,920	9,850	820	930	1,290	1,520
アリーナ	11,490	17,240	21,820	43,640	3,400	4,220	5,860	6,570
フィットネスジム	270円/1回							

備考 <省略>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に施行日以後の施設等の使用又は利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の第1条から第6条までの規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係るこの条例による改正後の第1条から第6条までに定める額の使用料又は利用料を徴収する。